

NTT東西接続料算定における メタル・光の配賦基準見直しについて

KDDI株式会社

2025年11月13日

※本資料では敬称を省略しております。

メタル縮退に伴う光接続料への影響および要望(1/2)

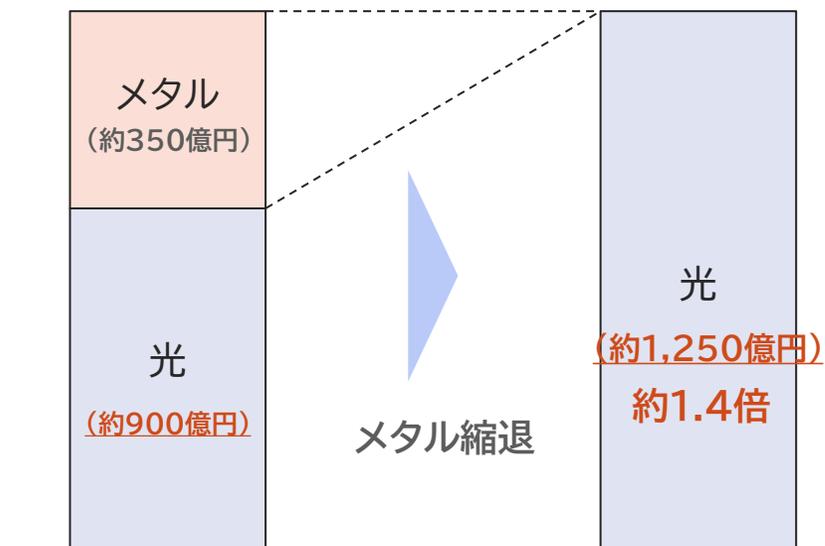
- NTT東西が、加入電話は2035年頃までにサービスレベル維持が困難になる旨、9/29に对外公表。
- 電柱等・土木設備に係る費用は、現行、**メタル・光の契約者数比**が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、**加入光ファイバ接続料への大きな影響**が見込まれる。

電柱等・土木費の配賦基準				
		メタル回線コストに占める割合 (東西平均) ※1	旧基準	現行基準
施設保全費 固定資産税 減価償却費 固定資産除却費	電柱	20%	架空ケーブル長比	契約者数比※2
	土木設備	14%	管路ケーブル長比等	

※1 平成25年5月時点
 ※2 法人ユーザ及び公衆電話、接続事業者が利用する回線については、回線数（シェアアクセス方式の場合は分岐端末回線数）を契約者数とする。

出典: 接続政策委員会(第74回)資料1

電柱等・土木設備に係る費用(NTT東西合算)



※電気通信事業部会(第134回)資料134-5から試算(令和7年度予測断面)。電柱・土木設備の施設保全費・減価償却費。

メタル縮退に伴う光接続料への影響および要望(2/2)

- そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバ接続料への影響(FY26~35)について情報開示が必要。
- また、光未整備エリアなど、メタルケーブルのみが添架され将来も光ファイバ敷設予定の無い電柱等の今後の撤去計画や当該電柱等に係る費用の扱い等、加入光ファイバ接続料に影響を与えうる計画や影響規模等についても、合わせて情報開示を要望。

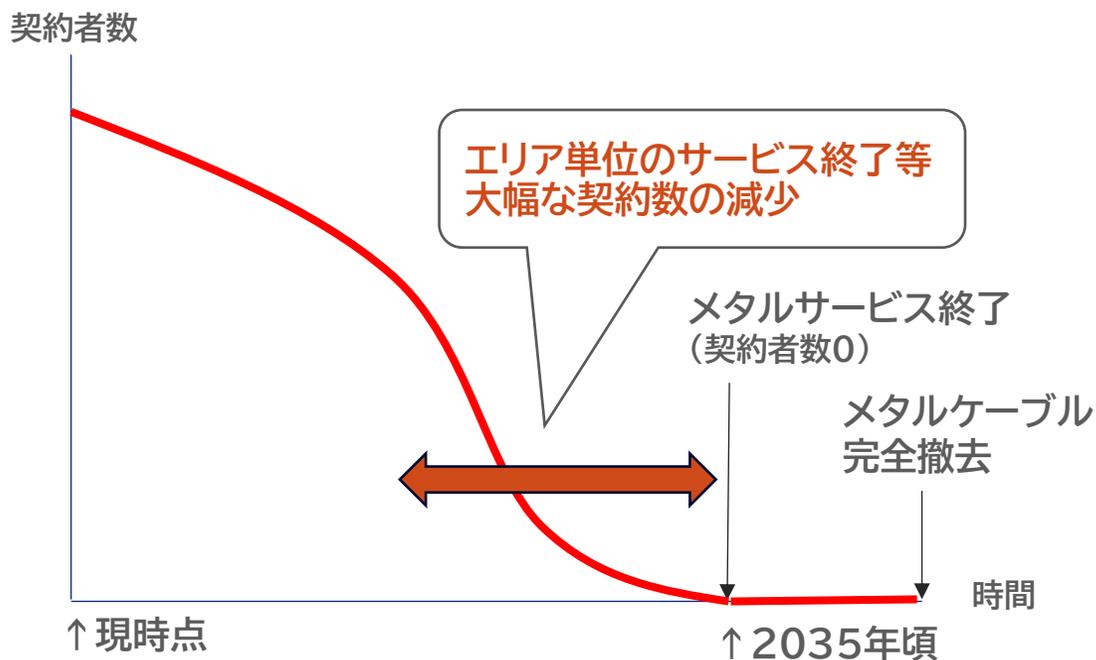
情報開示を要望する事項

- 巻取り計画等を踏まえた年度毎のメタル・光の配賦比率の予測値
- それに伴う加入光ファイバ接続料への影響(単価上昇の想定等)の予測値
- 光未整備エリアなどメタルケーブルのみが添架された電柱に係る情報(全体に占める割合、当該電柱における撤去計画・費用の扱い)
- メタルサービス終了後のメタル費用の扱い等に係る情報(電柱等・土木設備のみならず、契約者数0になっても配賦比率が0とはならない他の配賦費用(※)含め、メタル費用全体の扱い)

※例)ケーブル保守に係る費用(故障修理):故障修理稼働時間比

電柱等・土木設備に係る費用のメタル・光の配賦基準の検討

- 電柱等・土木設備に係る費用は、契約者数比でメタルと光に配賦されるため、メタル契約者が大幅に減少すると光の費用負担が大幅に増加。
- 加入光ファイバ接続料の大幅な変動を抑制する観点から、メタル縮退期におけるメタル・光の配賦基準について検討してはどうか。



■施設保全費のメタル回線に係る費用項目

費用項目	内訳	業務内容
ケーブル保守に係る費用	故障修理	メタルケーブルや光ケーブルにおける、不良芯線等の故障箇所の修理、地上高不足等の不良箇所の調査・補修等に関する業務。
	工事の設計・施工	設計:メタルケーブルや光ケーブルの移転工事に係る設計や発注・工事調整業務。 施工:同設備の工事施工や進捗管理、完成工事の検収作業等の業務。
電柱等保守に係る費用	共通設備 (電柱等)	ケーブル類を支持する電柱・鉄塔等の故障修理や工事の設計・施工に関する業務。
	線路共通	電力会社へ支払う電柱共架料、地権者へ支払う電柱の敷地補償料及びそれらに付随する電力会社への共架申請対応、地権者への敷地使用承諾処理等の管理業務。
土木設備の保守に係る費用	管路・とう道等	管路、ケーブル敷設・撤去・保守作業用に人が立ち入るとう道、その出入口として設置するマンホール等の補修、点検等に関する業務。

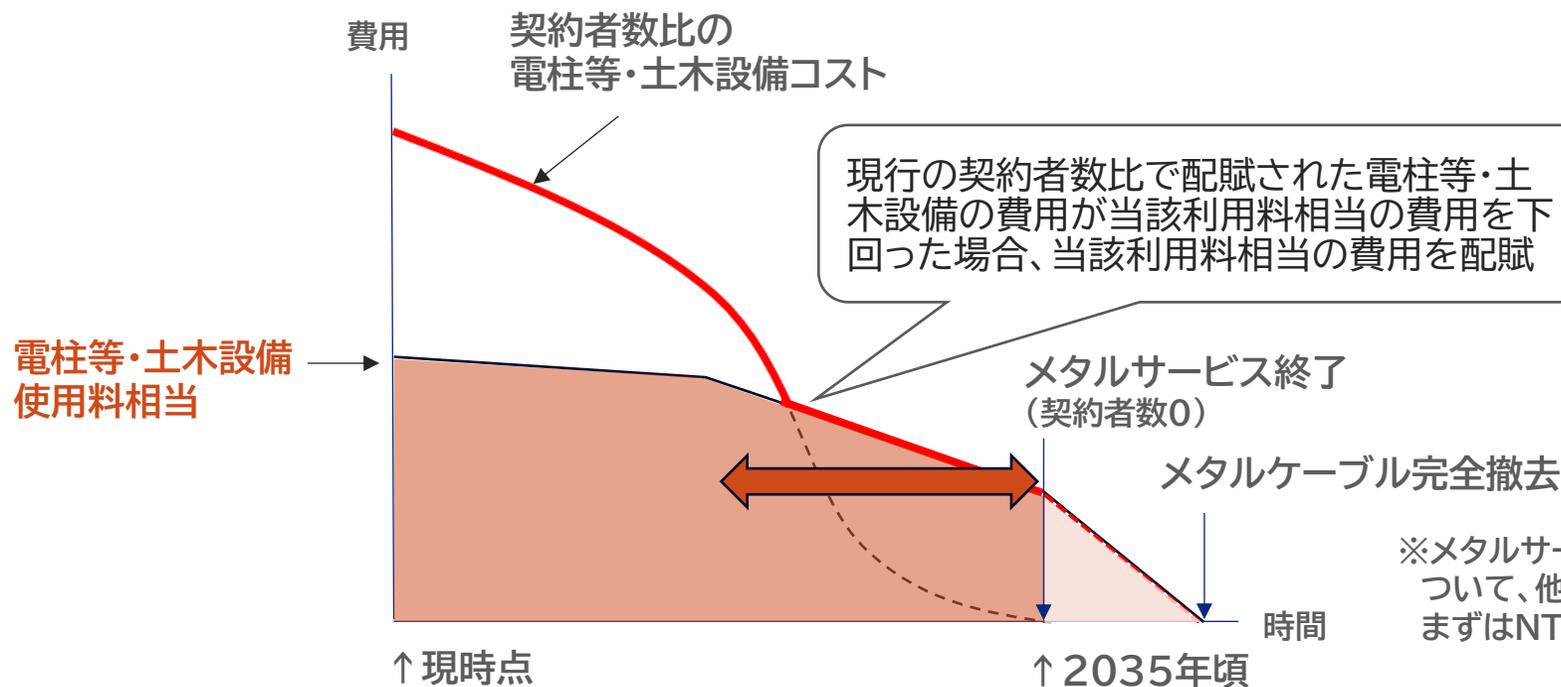
出典:メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第5回) 参考資料1

電柱等・土木設備に係る費用のメタル・光の配賦基準見直し案

- 現状、事業者が自前ケーブル設備でNTT東西(設備保有者)の電柱等・土木設備を利用する場合、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に規定された設備使用料※をNTT東西に支払う。

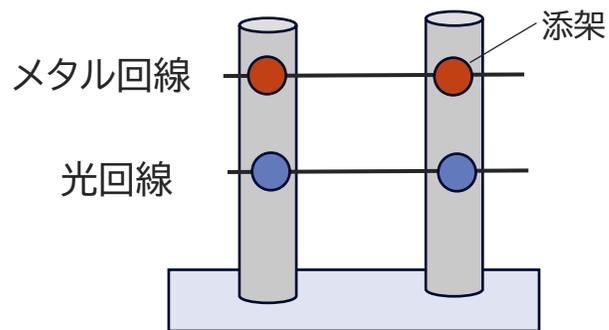
※電柱:年額1,200円/本・条、管路:500円~2,700円/条、接続で電柱を利用する場合は約款規定料金(東の場合1,398円)

- 上記を踏まえ、例えば、メタルが利用する電柱等・土木設備の最低限の費用負担として、**当該利用料相当の費用を配賦**することで、**大幅な変動を抑制**してはどうか。

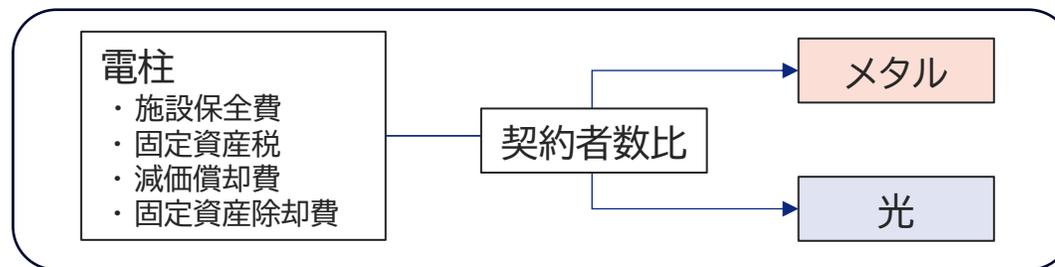


※メタルサービス終了後のメタル費用の扱いについて、他の配賦費用も含めてどう扱うのか、まずはNTT東西から説明が必要

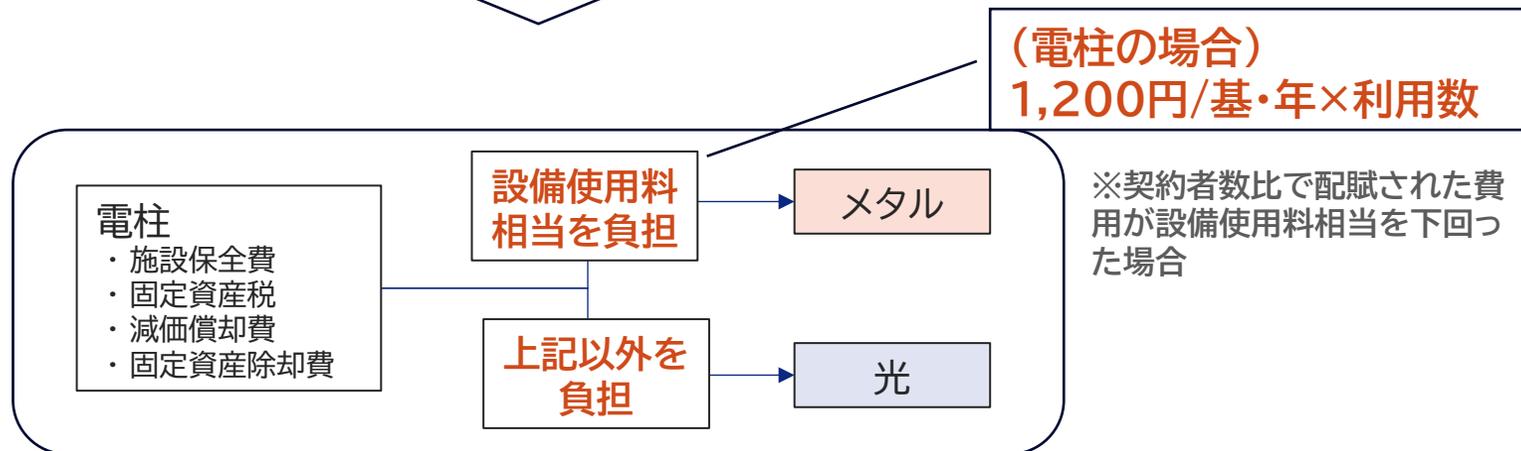
(参考) メタル・光の配賦基準見直し案イメージ



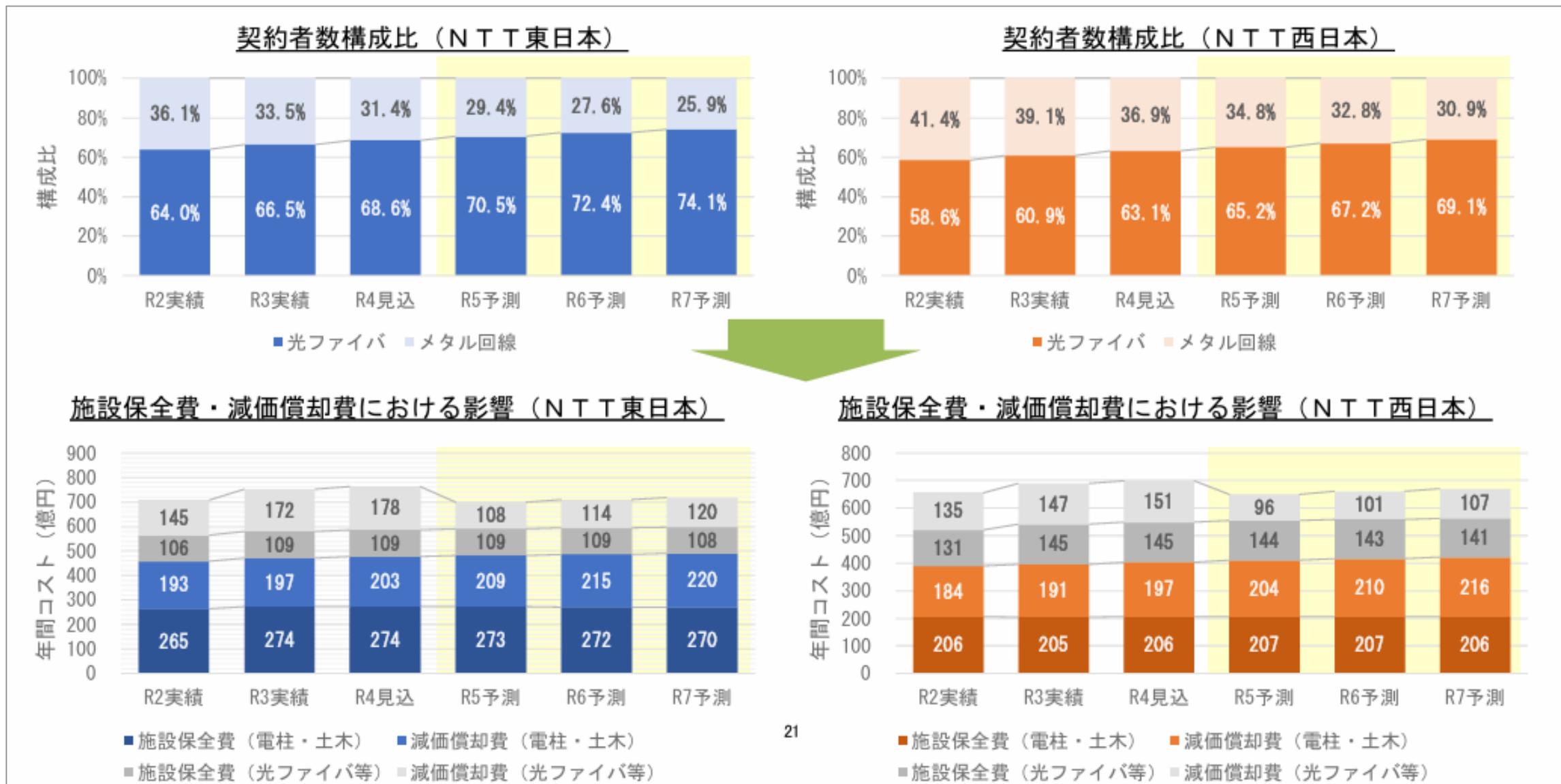
現行



見直し案※



(参考) 電柱・土木設備に係るコストの配賦



(参考) ガイドライン規定の電柱・管路に係る設備使用料

3. 2 添架の基本条件

(1) 設備使用料

①一般添架の場合

ア. 電柱1本あたり線条1条毎または機器設備等（線条の付属物を除く。以下同じとする。）1基毎に年額1,200円とします。

なお、設備使用料の算定は以下の算定式に基づき算出しております。

$$\begin{aligned} \text{設備使用料} &= \text{減価償却費} + \text{保守運営費} + \text{他人資本費用} \\ &+ \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} \end{aligned}$$

イ. 一束化した場合は電柱1本あたり線条1条毎に年額800円とします。

②接続添架の場合

使用料は接続約款の規定に従うものとします。

管路等の標準的な設備使用料について

・ 管路等の標準的な設備使用料(年間)は以下のとおりです

	東京23区	その他
管路	2,300 ~ 2,700円	500 ~ 2,500円
とう道	5,600 ~ 6,100円	1,500 ~ 6,500円
マンホール	39,000 ~ 43,000円	15,000 ~ 52,000円

※上記設備使用料は管路・とう道は1m1条、マンホールは1個1条当たりの標準的な年額使用料となり、実際の使用料は申込み区間毎に算定致します。

出典:NTT東日本 電柱の利用申込み及び契約条件等について

出典:NTT東日本 管路等の標準的な設備使用料

(参考) 接続約款に規定する電柱・管路に係る負担額

2-2 管路に係る料金額

(NTT東日本の場合)

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内 容
北海道	198円
青森県	217円
岩手県	348円
宮城県	356円
秋田県	242円
山形県	209円
福島県	266円
茨城県	222円

栃木県	263円
群馬県	265円
埼玉県	255円
千葉県	235円
東京都	493円
神奈川県	372円
新潟県	261円
山梨県	331円
長野県	220円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額 1,398円 1,331円 とします。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

